

産業競争力強化法関連施策

政府は、日本経済の再生に向け、大胆な金融政策、機動的な財政政策、

民間投資を喚起する成長戦略という3つの政策を、

「3本の矢」として同時展開していくこととしています。

産業競争力強化法は、第3の矢として策定された「日本再興戦略」に盛り込まれた施策を実行し、

産業競争力を強化することを目的としています。

強化法に盛り込んだ以下の2制度によって・・・

規制の緩和や適用の有無の事前確認を通じて、
新規事業へチャレンジする事業者を応援します。

グレーゾーン解消制度

事業者の新規事業の計画に即して、あらかじめ規制の適用の有無を照会。躊躇なく事業を実施できるよう後押しします。

企業実証特例制度

新規事業にチャレンジする事業者が、規制の特例措置を提案。安全性等の確保を条件として「企業単位」で規制の特例措置の適用を認めるものです。

平成26年1月20日スタート!!

グリーゾーン 解消制度とは



グリーゾーン
解消制度

産業競争力強化法 第9条

- ① 事業者が、事業計画に即して、規制の適用の有無を照会。
- ② 事業所管大臣を通じ、規制所管大臣に確認を求める。
- ③ 規制所管大臣から回答を得る。

グリーゾーン解消制度を利用する。

事業者が、事業所管大臣に対し、
規制の適用の有無の照会を要請。

規制所管大臣が、
法令を所管する立場から、
規制の適用の有無を回答。

事業所管大臣を通じて
照会結果を事業者へ回答。

適用なしの場合

事業の開始。

適用ありの場合

安全性等を
確保する措置と合わせ、
規制の特例措置を
提案することが可能。

企業実証 特例制度とは



企業実証
特例制度

産業競争力強化法 第8条・第10条・第14条・第15条

- ① 事業者が、規制の特例措置を提案。
- ② 事業・規制所管両大臣が協議し、特例措置を創設。
- ③ 安全性等を確保する措置を含む事業計画の認定を通じ、
規制の特例措置の利用を認める。

企業実証特例制度を利用する。

事業者が、事業所管大臣に対し、
規制の特例措置を提案。

事業所管大臣と規制所管大臣の協議により、
安全性等の確保を条件として
特例措置を整備。

整備された特例措置を含む事業計画を
事業所管大臣に提出し、認定を申請。

認定後、事業の開始。

※特例措置は取組結果を踏まえ、のちに全国展開。

様々な事業所管省庁がしっかりサポート!!／経済産業省までお問い合わせください。

北海道経済産業局 地域経済課 TEL:011-709-1782

東北経済産業局 企画室 TEL:022-221-4861

関東経済産業局 地域経済課 TEL:048-600-0254

中部経済産業局 産業振興課 TEL:052-951-0520

中部経済産業局北陸支局 総務課 TEL:076-432-5588

近畿経済産業局 企画課 TEL:06-6966-6003

中国経済産業局 地域経済課 TEL:082-224-5684

四国経済産業局 地域経済課 TEL:087-811-8513

九州経済産業局 地域経済課 TEL:092-482-5430

沖縄総合事務局 地域経済課 TEL:098-866-1730

経済産業省 経済産業政策局 産業構造課 新事業開拓制度推進室 03-3501-1628

詳しくはホームページをご覧ください。

http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/shinjigyo-kaitakuseidosuishin/index.html